

○長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則

平成26年4月1日規則第35号

長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年長浜市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項及び滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号。以下「県条例」という。）の施行に関し滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和50年滋賀県規則第44号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請・協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 様式第2号から様式第9号までの明細書のうち申請に係る行為に該当するもの
- (2) 付近見取図
- (3) 平面図
- (4) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転にあつては、配置図、構造図及び2面以上の立面図
- (5) 土地の形質の変更、土石の類の採取又は屋外における土石等の堆積にあつては、縦横断図
- (6) 建築物等の色彩の変更にあつては、2面以上の立面図
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の申請書及び添付書類は、2部提出しなければならない。

(協議)

第3条 条例第2条第3項の規定による協議は、風致地区内行為許可申請・協議書に前条第1項各号に掲げる書類のうち協議に係る行為に該当するものを添えてしなければならない。

2 前項の協議書及び添付書類は、2部提出しなければならない。

(指定機関)

第4条 条例第2条第3項に規定する規則で定める法人等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国立病院機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人森林総合研究所
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (11) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (12) 滋賀県土地開発公社
- (13) 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
- (14) 一般社団法人滋賀県造林公社
- (15) 長浜市土地開発公社
- (16) 湖北広域行政事務センター
- (17) 湖北地域消防組合

(通知)

第5条 条例第3条の規定による通知は、風致地区内行為通知書（様式第10号）に第2条第1項各号に掲げる書類のうち通知に係る行為に該当するものを添えてしなければならない。

2 前項の通知書及び添付書類は、2部提出しなければならない。

(完了等の届出)

第6条 条例第6条の規定による届出は、風致地区内行為完了・廃止届出書（様式第11号）を市長に

提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書の提出部数は1部とし、行為の完了の届出にあつては、完了後の状況が分かる写真を添えなければならない。

(身分証明書)

第7条 条例第8条第3項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(県条例に基づく手続への準用)

第8条 県条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、県規則第2条各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 2 第2条第2項の規定は、県条例第2条第1項の規定による許可申請について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「県規則第2条」と読み替えるものとする。

第9条 第3条第2項の規定は、県条例第2条第3項の規定による協議について準用する。この場合において、第3条第2項中「前項」とあるのは「県規則第3条」と読み替えるものとする。

第10条 第5条第2項の規定は、県条例第3条の規定による通知について準用する。この場合において、第5条第2項中「前項」とあるのは「県規則第5条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(長浜市滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則の廃止)
- 2 長浜市滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則(平成18年長浜市規則第185号)は、廃止する。

様式第1号(第2条、第3条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

様式第5号(第2条関係)

様式第6号(第2条関係)

様式第7号(第2条関係)

様式第8号(第2条関係)

様式第9号(第2条関係)

様式第10号(第5条関係)

様式第11号(第6条関係)

様式第12号(第7条関係)